

緊急事態宣言発令に伴い鎌ヶ谷市より登園自粛要請が出されご協力をいただいています。隣接する市が休園措置に変更する中で鎌ヶ谷市の自粛要請はいつまで続くのか 他市と同様に休園措置に変更するのか 行政側の判断を待たねばならないのですがお子さんのこと仕事のこと不透明なことばかりで困惑します。自粛期間中に保護者よりいくつかの質問がありました。不確定な部分もありますが現時点でわかることをお答えします。

Q：自粛要請だけど休園にはならないの？

A：隣接する他市が休園措置にしました。この状況から自粛要請の

解除は考えられません。

自粛延長又は休園への変更になると考え家庭内、勤務先との調整をして対応に備えて下さい。

※市内でも27日～保育園独自の判断で休園を決定した園もあります。

Q：休園になると保育はあるのか 完全休園なの？

A：保育園は原則休園とします。ただし下記の職業の方は保育を致します。

- ・医療従事者や社会機能を維持するため就業することが必要な方
- ・ひとり親などで仕事を休むことが困難な方
- ・事情により家庭での保育が困難な方など

Q：保育利用には手続きはありますか？

A：行政から一般的な配布文書

「休園要請について」「保育の利用申込書」「事業主への協力依頼」等

利用は「保育利用申込書」を保育園窓口へ提出し園長が保育利用の有無を判断します

Q：保育料は減免ですが給食費は減免にならないの？

A：4月分の給食費については減額はありませぬ。

ただし、全食事、欠食した方は徴収しません。



※5月分より休園措置に変更の場合又は自粛延長の場合は市の徴収状況を参考にして減額について検討致します

Q：休園措置になった場合、保育園で独自で対応することはありますか？

A：休園措置に引き上げられることは感染リスク低減に向け対応を強化することになります。

登園自粛の家庭範囲を広げることを考えております。

- ・在宅勤務、テレワーク等 保護者がご自宅にいる家庭は原則家庭保育をお願いすることになります。（職場によっては要件が難しいと思いますが 再度、職場にご相談下さい。）
- ・保育時間の短縮 長時間の接触時間を低減する。延長保育(18時以降)の利用を原則控える。（時短勤務や退勤時間を早める等の協力をお願いします。）

ご不便をおかけ
しています。
みんなで協力して
のりきりましょう

